

府控除対象特定非営利活動法人に係る各種書類について

手続条例第10条～12条関係

| | 府控除対象NPO法人 | | | | | 京都府 | |
|--|------------|----|--------|---------------------------|---------------|----------------|--------|
| | 備置 | 閲覧 | HP等公表 | 期間 | 提出時期 | 閲覧・謄写 | |
| 1 事業報告書等(★) ① 事業報告書 ② 計算書類(活動計算書及び貸借対照表) ③ 財産目録 ④ 年間役員名簿 ⑤ 社員名簿 | ○ | ○ | ○ × | 作成日から5年が経過する日を含む事業年度の末日まで | 毎事業年度初めの3月以内 | 過去5年間に提出を受けたもの | |
| 2 役員名簿(★) | ○ | ○ | × | 最新のもの | 変更後遅滞なく | 最新のもの | |
| 3 定款等(★) ① 定款 ② 定款の認証及び登記に関する書類の写し | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 4 申出書(又は継続申請書)に添付した基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(★) | ○ | ○ | ○注1 | 5年間注2 | 申出時又は継続申請時 | 5年間注2 | |
| 5 申出書(又は継続申請書)に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 6 直近事業年度の役員報酬及び職員給与の支給に関する規程 | ○ | ○ | × | 作成日から5年が経過する日を含む事業年度の末日まで | 内容の変更があった場合のみ | 過去5年間に提出を受けたもの | |
| 7 直近事業年度の収益の明細など | ○ | ○ | × | | 毎事業年度初めの3月以内 | | ②は提出不要 |
| ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類 | | | | | | | |
| ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類 | | | | | | | |
| ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類(★) イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引 | | | | | | | |
| ④ 寄附者(当該控除法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該控除法人に対する寄附金の額の20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類 | | | | | | | |
| ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況並びに給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類 | | | | | | | |
| ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類(★) | | | | | | | |
| ⑦ 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類 | | | | | | | |
| 8 条例第3条第1項第5号、第6号、第9号、第10号及び特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(同項ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨並びに条例第5条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類(★) | ○ | ○ | × | 支給後遅滞なく | | | |
| 9 助成金の支給の実績を記載した書類 | ○ | ○ | × | | | | |
| 10 前事業年度の寄附者名簿及び無償労力提供者名簿 | ○ | × | × | 作成日から5年間 | × | × | |

(★)の書類は、一般市民に対しては、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて、閲覧をさせることができます。

注1 HP等公表の対象は、申出書(又は継続申請書)に添付した基準に適合する旨を説明する書類

注2 ①条例規定時:始期は条例規定日 ②継続時:始期は条例規定日から5年の経過した日

→ 条例規定日がn年4月1日の場合 ①:n年4月1日から(n+5)年3月31日 ②:(n+5)年4月1日から(n+5+5)年3月31日
※②において2回目以降の継続時もこれに倣う。

注3 上記の提出書類について、NPO法に基づき京都府知事へ既に提出している場合は、提出を省略することができます。